

災害時の避難に関する調査にご協力を

土砂災害警戒区域や浸水想定区域など災害発生の際、高い地域に住み、災害時に一人で避難することが難しい人の避難支援について検討するため、4月中旬以降、対象となる人に郵送で調査を行います。書類が届いた人は

必要事項を記入して、返信してください。
詳細は [問](#) を。



視覚・聴覚障害者に避難情報を提供します

情報提供を希望する人の自宅の固定電話やファクスに避難情報をお知らせします。

対象者

携帯電話を持っていない人で、視覚の身体障害者手帳1・2級か聴覚の身体障害者手帳2級を持ち、1人暮らし（同居者が仕

事などで単身となる場合も含む）か視覚・聴覚障害者だけの世帯で、病院や社会福祉施設など入院や入所をしていない人
詳細は [問](#) を。

[問](#) 危機管理室危機管理課
☎582・2110 ■582・2112

自衛隊への個人情報提供を望まない人は除外申請の手続きを

市では、自衛官などの募集事務について、法定受託事務として広報宣伝などの協力を行っています。

除外申請の手続き
この情報提供は、法令に基づいて適切に行いますが、提供を望まない人は申請により自衛隊へ提供する宛名シールから除外します。

申請方法

4月1日～5月31日に申請書を郵送するか、[ネット](#)で。申請書は市のホームページ（左記を読み取り）などでも入手できます。詳細は [問](#) を。

対象者

令和6年4月1日時点で市に住民登録があり、平成18年4月2日～平成19年4月1日に生まれた男子



▲詳細はコチラから

[問](#) 総務市民局区政推進課
☎582・2107

助成金・補助金などをご活用ください

自然環境保全活動への助成 来年3月31日までにNPOや市民団体、学校などが行う自然環境に関する保全活動や啓発活動などの費用を助成します。助成額は1団体10万円まで。選考あり。[■](#)4月1～12日。概要は各区役所総務企画課・出張所などで配布中。詳細は環境局再生可能エネルギー導入推進課☎582・2239へ[問](#)を。

遠賀川環境保全活動団体への助成 遠賀川流域（支流を含む）の環境・水質の改善などを目的とした環境保全活動の活動費を助成します。活動期間は6月～来年1月。助成額は1団体10万円まで。選考あり。[■](#)5人以上以上の団体。[■](#)4月1～19日。詳細は上下水道局水質試験所☎641・5948へ[問](#)を。

「まちづくりステップアップ事業」補助金 市民主体のまちづくりを推進するため、非営利団体が行う地域の特性を生かした活動や地域の活性化につながるまちづくり活動について事業費の一部を補助します。補助額は補助対象経費の2分の1以内（上限30万円）。選考あり。対象となる活動は、「まちづくりにつながるイベント・講座・研修などの活動」「地域の歴史の調査・研究、文化の振興に関する活動」「環境保全・自然保護の促進に関する活動」「国際交流・国際協力の促進に関する活動」「子どもの健全育成・子育て支援に関する活動」など。活動期間は4月～来年3月。[■](#)4月1～19日。詳細は各区役所総務企画課へ[問](#)を。

重度障害者に対するタクシー運賃の助成 助成はタクシーの初乗り運賃相当額の利用券。[■](#)次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の在宅の人。▶視覚・下肢・体幹・移動機能・内部障害者で身体障害者手帳1・2級を持つ人（複数の障害の合併での1・2級は除く）▶療育手帳Aを持つ人▶精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人。令和5年度に交付を受けた人のうち、令和6年度も交付対象となる見込みの人には、3月下旬に各区役所から通知書を送付しています。[■](#)共通[■](#)障害者手帳と世帯全員分の印鑑か世帯全員分の本人確認書類、通知書（代理人による申請の時は委任状も必要）を持って各区役所「高齢者・障害者相談」コーナーへ。

「遊びの広場促進事業」補助金 子どもの外遊び（プレイパーク）や異年齢集団活動などに対して補助金を交付します。選考あり。補助金の申し込みには、説明会（4月24日（水）14～15時。[■](#)4月10日まで）への参加が必要。詳細は子ども家庭局こども若者育成課☎582・2392へ[問](#)を。

老朽空き家などの除却費用の補助 限度額は30万円。危険度の高い順に補助金を交付します。[■](#)昭和56年（1981年）5月以前に建築の老朽空き家の所有者や相続人など。4月19日までに事前相談が必要。[■](#)5月7～17日。事前相談のみ[ネット](#)も可。詳細は都市戦略局空き家活用推進課☎582・2777へ[問](#)を。

子どもや若者を対象とした市民の文化芸術活動への助成 7月1日～来年3月16日に実施する、子どもや若者を対象とした市民の自主的な文化芸術活動の費用を助成します。[■](#)4月15日～5月20日。募集案内は4月1日から北九州市芸術文化振興財団のホームページでご覧になれます。詳細は同財団☎562・3001へ[問](#)を。

生きがい・健康づくりの場（サロン）への助成 生きがい・健康づくりの活動（サロン）をする費用の一部を助成します。助成額は1回の活動あたり700円（最大48回まで）。[■](#)月1回以上活動しているNPOや市民団体など。[■](#)4月26日まで。詳細は北九州市社会福祉協議会活動推進課☎881・0110へ[問](#)を。同協議会のホームページでもご覧になれます。

中小企業者向けの助成

中小企業技術開発振興助成金 新技術・新製品などの研究開発を行う経費の一部を助成します。助成額は対象経費の3分の2以内（上限500万円）。選考あり。[■](#)市内の中小企業や中小企業団体。[■](#)4月1日～5月15日。

中小企業人材確保支援助成金 中小企業団体が若者や女性などの人材確保を目的として実施する事業について経費の一部を助成します。助成額は対象経費の2分の1以内（上限40万円）。[■](#)市内の中小企業団体。[■](#)4月5日～来年1月31日（予算に達し次第、終了）。

事業承継・M&A促進化助成金 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、企業価値の算定やM&A（売却）の仲介委託などにかかる経費の一部を助成します。助成額は対象経費の2分の1以内（上限50万円）。[■](#)市内の中小企業。[■](#)4月1日～来年2月28日（予算に達し次第、終了）。

[問](#) 産業経済局中小企業振興課☎873・1433